

思われます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問はございますか。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号、39号
について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員挙手ですので、議案番号38号、39号は原案のとおり許可書を
発行することに決定いたします。次に日程第2、農地法第5条第1項目的
の買受適格証明について議案番号40号、及び日程第3、農地法5条の規定
による許可申請について議案番号41号を、それぞれ関連する案件です
ので一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号40号、41号を朗読)

当該地は、位置図にありますとおり宮山の寒川神社西側の神社西側の神社
駐車場に隣接する農業振興地域にある農用地以外の農地です。当該地の農
地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準として、市街化区域から
の連たんが認められる第3種農地です。願出人が公売に参加するための買
受適格証明が交付されますと落札後、議案41号の5条許可申請により所
有権の移転と駐車場への転用となる予定です。議案40号、41号とも神
奈川県湘南地域県政総合センター農地課と事前調整を行っており、問題な
いと思われます。

会 長：地区担当委員は私です。現地は既にある参拝者駐車場と隣接し、一体と
して駐車場に利用するため、特に問題ないと思います。それではこれより質
疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

5 番：神社が当該農地を取得するについて、資格は何か。

事務局：当該農地は転用可能な第3種農地であり、事業者が転用の事業計画を実施
する資金力や信用性が審査されますので、問題はありません。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号40号、41号
について、一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員挙手ですので、議案番号40号、41号は原案のとおり許可相当
として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて日程第
4農地造成承認願について議案番号42号を上程いたします。

事務局：(議案番号42号を朗読)

位置図にありますとおり、小谷小学校の北西に隣接する田で、現況は畑で
す。施工業者は岡田557から560番までの田を造成した実績のある業者
です。

会 長：続いて担当地区の委員から補足説明をお願いします。

5 番：現地は道路課と水路の境界確定中ではありますが問題はありません。

会 長：では、質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願
います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号42号について
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号42号は原案のとおり許可書を交付する
ことに決定いたします。続いて日程5、農地法第4条第1項第7号の規定
による転用届出について、報告番号94号、95号の2件、日程第6、農
地法第5条第1項第6号の規定による転用届け出について、報告番号96

	<p>号の1件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号94～96号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。</p> <p>2番：届け出については事後でも受付できるのか。</p> <p>事務局：本来は農地か更地の時ですが、事後でも受付しています。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。最後にその他審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、平成25年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成25年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(1番) 栗田 務 議事録署名人(2番) 石塚 雄司

本議事録は、平成25年11月27日、承認・署名を得て確定しました。